西興部村空家等解体撤去事業推進補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、西興部村空家等対策計画（平成28年8月策定。以下「計画」という。）に基づき、村内の空家等問題の解消を図るため、利活用の見込みがない空家等に対し予算の範囲内で解体撤去経費の一部を補助金として交付することにより、空家等の整理が図られ、村民等が安心して快適に過ごせ、美しく・住みよい・活力ある村づくりを進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　村民等　村民及び事業者、西興部村内に所在する土地及び建物の所有者並びに管理者をいう。ただし、国、地方公共団体を除く。

(２)　住宅等　住宅及び併用住宅をいう。

(３)　空家等　１年以上居住又は利用が無く、今後も居住又は利用する予定がない建築物をいう。

(４)　廃屋　空家等のうち老朽化した建築物で利活用が見込めないと村長が認めたものをいう。

(５)　景観補助金　「西興部村美しい村づくり事業推進補助金」（平成23年4月1日要綱第１号）をいう。

(６)　審査委員会　「西興部村美しい村づくり事業推進補助金」第１２条に規定する審査委員会をいう。

(７)　空家登録　「西興部村空き家等情報登録制度」（平成20年7月1日要綱第１号）をいう。

（補助対象住宅等）

第３条　補助の対象となる住宅等は、村内に所在する住宅等のうち次のものとする。

(１)　審査委員会で判定した廃屋（景観を阻害していないもの等も含む）

(２)　空家登録後、１年以上当該空家等に係る所有権その他の権利に異動がない住宅等

（補助金額）

第４条　補助金額は、予算の範囲内で、別表によるほか以下のとおりとする。

(１)　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする

(２)　景観補助金の廃屋撤去事業で補助金を受ける場合は対象外とする。

（補助金の申請者）

第５条　補助金の交付の申請をすることができる者は、村民等とする。

２　村長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は使用料等、村の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないことができる。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

(１)　位置図、平面図、立面図等

(２)　経費内訳書又は見積書

(３)　その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前条の申請を受理したときは、審査委員会の意見を参考にして、その内容を審査し、事業の承認の可否を決定し、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第８条　申請者は、事業内容に変更が生じたとき（村長の定める軽微な変更を除く。）は、補助金等変更承認申請書（別記第２号様式）により、変更に係る部分の関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の変更申請を受理したときは、審査委員会の意見を参考にして、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　第７条及び第８条第２項の通知を受けた者は、当該事業が完了したときは、２週間以内に、実績報告書（別記第３号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(１)　完成写真

(２)　領収書又は金融機関が発行する振込依頼書の写し

(３)　契約書（請書等双方の契約が確認できるもの）

(４)　その他村長が必要と認める書類

（決定の取消し等）

第10条　次の各号の一に該当する場合は、村長は補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　この要綱に違反したとき。

(２)　補助金を目的以外の経費に充てたとき。

(３)　不正の行為があったとき。

(４)　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の交付）

第11条　村長は、第９条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、内容を確認のうえ補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他必要な事項）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附　則

　この要綱は、平成28年９月16日から適用する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 空家等解体撤去事業   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 補助金上限額 | 補助率 | 備　　　考 | | １００万円 | ２分の１ |  |   １．補助金額は、村算定額又は支払額のいずれか低い額に補助率を乗じた額とし、補助上限までとする。  ２．申請者が自ら解体撤去を実施した場合は、村が算出した費用から、諸経費を除いた額に補助率を乗じた額とし、補助上限までとする。 |

別記第１号様式

西興部村空家等解体撤去事業推進補助金交付申請書

平成　　年　　月　　日

西興部村長　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（ふりがな）

氏　　名

電話番号

事業名　　平成　　年度　西興部村空家等解体撤去事業

上記事業に関し、補助金を受けたいので西興部村空家等解体撤去事業推進補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業概要　　　別紙のとおり

２　添付書類

(１)　位置図、平面図、立面図、着工前写真等

(２)　納税証明書

(３)　その他村長が必要と認める書類

３　事業の着手及び完了の予定期日

着　手　　平成　　年　　月　　日

完　了　　平成　　年　　月　　日

様式第２号様式

補助金変更承認申請書

平成　　年　　月　　日

西興部村長　　　　　　　　　様

補助決定者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 氏　　名

電話番号

事業名　　平成　　年度　西興部村空家等解体撤去事業

平成　　年　　月　　日付け西興部村指令第　　　　号で補助金の交付決定を受けた上記の事業について、次の理由により変更したいので申請します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　変更後の補助金交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

３　変更の理由

４　変更の内容

５　添付書類

様式第３号

実績報告書

平成　　年　　月　　日

西興部村長　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 氏　　名

電話番号

事業名　　平成　　年度　西興部村空家等解体撤去事業

平成　　年　　月　　日付け西興部村指令第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記事業は、平成　　年　　月　　日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

１．添付書類

(１)　完成写真

(２)　領収書又は金融機関が発行する振込依頼書の写し

(３)　契約書（請書等双方の契約が確認できるもの）

(４)　その他村長が必要と認める書類

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２．口座振替の振込先銀行等の名称及び口座番号   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 振込先銀行等の名称 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 | | 北見信用金庫西興部支店  ＪＡオホーツクはまなす農協  ゆうちょ銀行 | 普通　・　当座 |  | |